


大切な命だから考えよう

「犬」「猫」との暮らし方

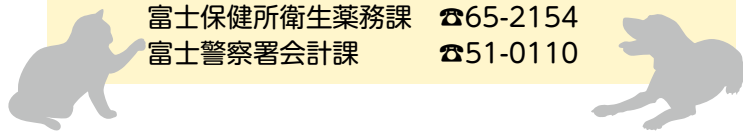
🐾 問合せ／環境総務課 ☎ 55-2768 📠 51-0522

📧 ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



| こんなときは | 手続／届出先 | 手数料等 |
|-----------------------------------|---|--|
| 飼い犬の登録をする | 生後91日以上の子犬は、 飼いだめた日から30日 以内に登録が必要 場所／環境総務課（市 役所10階）または市内の 動物病院 | 登録手数料／ 1頭 3,000円 |
| 鑑札・注射済票を紛失・破損した | 愛犬手帳を持参し、再 交付申請が必要 届出先／環境総務課 | 再交付手数料／ 鑑札 1,600円 注射済票 340円 |
| 住所変更した・ 飼い犬が亡くなった | 届出が必要 ※犬の死亡届は電子申 請も可能です。 届出先／環境総務課 |  ▲電子申請はこちら |
| 自分ではどう しても飼うこ とができなくな った | 新しい飼い主を探している人は、「 ポッチ とニャンチの愛の伝言板 」をご利用くださ い。 場所／市役所1階北口 ※犬や猫以外の飼い主を探す際にも利用で きます。 | |

🐾 万が一飼い犬や飼い猫が迷子になったら…
環境総務課と次の連絡先にご連絡ください。
富士保健所衛生薬務課 ☎65-2154
富士警察署会計課 ☎51-0110



📌 狂犬病予防注射は個別に動物病院で受けさせましょう

犬同士のトラブルや、万が一副反応が起きたときに対応が困難であるなどの理由により、**今後は集合注射を実施しません。**お近くまたはかかりつけの動物病院で予防注射を受けさせてください。
※詳しくは、3月中に届くお知らせはがきをご覧ください。
※犬の体調不良などの理由で予防注射を受けさせられない場合は、獣医師の発行する猶予証を環境総務課に提出してください。

犬との暮らし方



🐾 鑑札・注射済票の着用を

登録や狂犬病予防注射の際に交付される鑑札や注射済票は、犬に着けておく必要があります。また、迷子になったときや災害時にはぐれた場合の手がかりになるため、首輪に装着してください。

🐾 マイクロチップ登録制度

法律により令和4年6月1日以降にペットショップ等で購入した犬にはマイクロチップが装着されています。所有者や住所が変わった場合は、登録情報の更新を忘れず行ってください。



▲詳しくはこちら

猫との暮らし方

🐾 室内飼養を徹底しましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、交通事故や感染症など、猫への危険もいっぱいあります。マナーを守り、室内飼養を徹底しましょう。

- 首輪や迷子札を着ける
- 去勢・避妊手術をする

🐾 所有者の判明しない猫に餌をあげている人は注意してください

餌をあげてかわいがるだけが「愛護」ではありません。猫が周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑をかけたりの場合があります。餌を与えるときは地域の理解を得られるよう努力し、去勢・避妊手術をしましょう。

🐾 所有者の判明しない猫の「去勢・避妊手術補助制度」

所有者の判明しない猫の去勢・避妊手術をした場合は、その年度内（4月1日～翌年3月31日）に申請すると、補助金が交付されます。

※飼い猫は、飼い主の責任において管理してください。

補助対象／富士市に住居登録している人で、市内に生息する所有者の判明しない猫に手術（耳先カット含む）をした人

※詳しくは、環境総務課にお問い合わせください。補助金は予算の範囲内で交付するため、予算が終了次第、申請受付を終了します。

